

長柄町学校給食費相当額給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町の学齢期にある子ども（本町に住民登録がある学齢期の者並びに長柄町立小学校設置条例（昭和39年長柄町条例第15号）及び長柄町立中学校設置条例（昭和39年長柄町条例第16号）に規定する長柄町立の小学校及び中学校（以下「町立学校」という。）に就学する者をいう。）のうち、町立学校の学校給食費無償化の対象とならない子どもの保護者に対し、学校給食費相当額給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、本町の子どもたちの健全な食の環境を社会全体で支え、もってその健やかな成長を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象児童等」という。）の保護者とする。

(1) 町立学校に学籍があり、申請日の属する年度において、食物アレルギー等のやむを得ない事情により学校給食の全部を停止している児童・生徒

(2) 町内に住民登録があり、かつ、申請日の属する年度において町内に居住している学齢期にある子どものうち、町立学校に学籍がないもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、対象者としなない。

(1) 国又は地方公共団体等から対象児童等が在籍する学校において喫食する昼食に係る費用（以下「学校給食費等」という。）の全部又は一部について補助、免除等を受けている場合（学校給食費等が無償化されている場合を含む。）

(2) 対象者又は対象者と同一世帯に属する者に係る町税及び町への債務に未納がある場合

(給付金額の算定)

第3条 給付金の額（以下「給付額」という。）は、1箇月を単位とし当該月のすべての日において提供を受けないものを対象とし別表第1に規定する区分を上限とする。

(支給申請等)

第4条 給付金の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、町長が別に定める期日までに、長柄町学校給食費相当額給付金支給申請書兼請求書（以下「申請書兼請求書」という。）に、次の各号に定める書類を添えて町長に申請するものとする。

(1) 在籍する学校において喫食する昼食に係る費用の補助を受けていないことを確認できる書類

(2) 完納税証明書又は申請月までの納付済証並びに町への債務がないことを確認できる書類

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、申請書兼請求書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、期限を定めて申請者に対し補正等を求めることができる。この場合において、当該期限までに申請者が補正等に応じないときは、当該申請を辞退したものとみなす。

3 申請者は、申請書兼請求書等により届け出た内容に変更が生じた場合には、長柄町学校給食費相当額給付金支給申請変更届出書により町長に届け出るものとする。

(支給決定)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給の可否及び給付額について決定するものとする。この場合において、町長は、給付金の支給目的を達成するため、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、長柄町学校給食費相当額給付金支給決定通知書により、給付金の不支給を決定したときは、長柄町学校給食費相当額給付金不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

(支給方法)

第6条 町長は、前条第1項の規定により、給付金の支給決定を受けた申請者（以下「支給決定者」という。）に対し、指定された申請者名義の口座に給付金を振り込むものとする。

(支給決定の取消し及び給付金の返還)

第7条 町長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に支給した給付金があるときは、その全部又は一部について返還を命ずることができる。

(1) 支給決定後に対象者に該当しなくなったとき。

(2) 国又は地方公共団体等から学校給食費等について補助、免除等を受けたことが判明したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により支給決定を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により給付金の支給決定を取り消し、又は変更したときは、長柄町学校給食費相当額給付金支給取消（変更）決定通知書により、支給決定者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	月額学校給食費相当額上限
児童	4,000円
生徒	5,000円